

平成 30 年度
民活型雪堆積場管理業務募集要領

提案書受付期間

6月18日（月）～7月13日（金）

札幌市建設局土木部雪対策室事業課

本書は下記 URL にてダウンロードできます。

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/minkatsu30.html>

平成 30 年度 民活型雪堆積場管理業務募集要領

平成 30 年度において、民活型雪堆積場管理業務を提案する者は、「平成 30 年度民活型雪堆積場管理業務提案書」（以下「提案書」という。）を下記により提出して下さい。

なお、要領の一部を変更しておりますのでご注意下さい。（下線表示）

記

1 民活型雪堆積場管理業務とは

自己所有地又は借地に、雪堆積場として必要な施設等を設け、その立地条件、雪処理能力等の適性及び雪処理コストを提案し、札幌市民活型雪堆積場用地選考委員会（以下「委員会」という。）において要件等の審査を行い、採用となった当該地において、提案者が随意契約により受託する札幌市発注の管理業務をいう。

2 提案に関する要件

(1) 提案する者に必要な資格要件

提案する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

ア 札幌市競争入札参加資格者（以下「参加資格者登録」という。）のうち「道路維持除雪」に登録されている者（未登録者は、平成 30 年 8 月 15 日までに参加資格者登録が受理されること。詳細については、札幌市財政局契約管理課ホームページ又は市役所 14F 契約管理課へ確認すること）。

イ 雪堆積場として提供できる用地を自己所有している、又は土地所有者との契約により現在借地中、もしくは借地する見込みの者。

ウ 提案書に記載された提案搬入量が 150,000m³ 以上の場合、提案者は 2 社以上 5 社以内で自主結成した特定共同企業体とし、その代表者は本市、国または他の地方公共団体で 3 年以上の経験を有すること（原則として提案書受理後の構成員変更は認めない）。詳細は民活型雪堆積場管理業務応募要件（別紙 1）を確認すること。

(2) 提案用地の要件

提案する用地は、市域内外を問わず、次の各号をすべて満足しなければならない。

ア 用地の所在は、札幌市域内又は隣接する市域外の用地（想定される搬入ルートを使用し、札幌市境界より概ね 3km 以内程度）とする。

イ 農地法上の農地に該当しないこと（不明の場合は、各自治体の農業委員会事務局に確認すること）。

ウ 雪堆積場用地は、雪の堆積スペースのほか管理運営上必要な面積を有することとし、原則として 1.0ha 以上とするが、1.0ha 未満の場合は事前相談すること。

エ みどりの保全の観点から、大規模な樹木伐採を行わないこととし、樹木の伐採が必要となる場合は、以下の要件を順守し、伐採の必要性について慎重に判断すること。

- 提案書提出前に札幌市建設局土木部雪対策室事業課及び札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課と事前に協議を行うこと。
- 必要に応じて森林法・札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づいた申請手続きを行い、樹木伐採の許可を得ること。なお、提案書には許可書の写しを添付すること。
- 樹木を伐採する範囲は原則 1.0ha 未満とすること。
- 不要不急な伐採を防ぐため、民活型雪堆積場の設置を目的とした伐採は採用決定通知書送付後に行うよう努めること。

オ 当該地及び周辺の地盤は、雪の堆積によって容易に沈下等を生ずるおそれがないこととし、業務履行に関し提案者又は第三者が受けた事業損失は提案者の負担とする。

カ 大型車が交差できる幅員の公道（搬入ルート）に接していること。

キ 騒音・振動対策上、隣接して住宅密集地、病院、学校等がないこと。

ク 提案箇所について、町内会等地域から一定の理解が得られていること。なお、雪堆積場開設に起因した地域の課題には提案者が率先して対応にあたること。

- ケ 融雪水処理に問題が生じない適当な排水先があること。
- コ 用地は提案書に示す下記の設備が、原則として平成 30 年 11 月 30 日までに整備を終えられる箇所とする。なお、下記の設備については、都市計画法等に違反しないこと。
 - 提案規模に応じた排水側溝、沈砂池等の融雪水対策施設
 - 現場詰所、計数作業専用詰所、トイレ、電気・電話設備
 - その他運営に必要な諸設備
- サ 関連する各種法令等に違反しないこと。

(3) 留意事項

- ア 設計搬入量、開設形態区分（一般雪堆積場〔日中開設・夜間開設・24 時間開設〕・市専用雪堆積場）、開設期間、年末年始の開設については、市が決定し、採用決定通知書において通知する。ただし、これらについて変更が必要と本市が判断した場合、受託者と協議のうえ、委託料の設計変更を行う。
- イ 当該業務の雪割作業は行わないものとする（自然融雪とする）。特別な理由により、雪割作業を必要とする場合は、理由を明確化し書面により提出すること。
- ウ 管理業務には、現況復旧などを行う業務を含んでいる。

(4) その他

- ア 提案用地の不採用に起因する損害について、本市は一切の責を負わないものとする。
- イ 一般雪堆積場の雪搬入量の計数作業については、雪堆積場管理システム又は第三者を配置し行うものとする。なお、その形態は本市が決定し別途別企業に業務を発注する。
- ウ 市域外の提案用地については、札幌市で当該自治体と協議を行う。なお、その協議結果の内容が採用の可否の要素となるものとする。
- エ 札幌市区域図（別紙 2）に、楕円で囲まれている地区又はその地区に隣接している用地については事前相談すること。（地区が追加となっております）
- オ 平成 30 年 9 月 1 日時点で参加資格者登録がされていない場合には提案を無効とする。
- カ 「雪堆積場管理業務標準歩掛（閲覧用）」を雪対策室において公表しているのので、設計見積時の参考にすること。なお詳細については雪対策室事業課雪施設係に問い合わせのこと。
- キ 配置予定技術者の資格要件は、民活型雪堆積場管理業務の配置技術者等について（別紙 3）を確認すること。
- ク 提案書作成の際には提案書作成の留意事項（別紙 4）を確認すること。

3 受付

(1) 受付期間及び時間

平成 30 年 6 月 18 日(月)から平成 30 年 7 月 13 日(金)までの 8 時 45 分から 17 時 15 分まで。
(土日・祝日及び 12 時 15 分から 13 時 00 分までを除く)

(2) 受付場所及び問合せ先

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 市役所 8F 雪対策室事業課雪施設係（竹津、小松）TEL211-2662

(3) 提出方法

「提案書」等は、内容を説明できる責任者が必ず持参すること。

なお、提案書受付期日（平成 30 年 7 月 13 日）までに、所定事項が記入された、すべての提出書類がそろっていない場合や、郵送等による提出は一切受付しないので注意すること。また、提案書受付締切後の修正は、原則として認めないので注意すること。

4 提案採用決定通知

- (1) 提案書受付締切後、本市の選考基準に則り書類審査、現地調査を経て、用地選考委員会により採用の可否を決定する。
- (2) 提案箇所の採否は 9 月下旬に書面により通知する。なお、不採用通知を受けた提案者は、書面により通知内容について説明を求めることができるものとする。ただし、通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内（土日・祝日を含む）とする。
- (3) 採用決定通知を受けた者のうち特定共同企業体による提案者は、速やかに特定共同企業体協定書を札幌市へ提出すること。

5 日 程

月 日	項 目	備 考
平成 30 年 6 月 8 日(金)	募集要領配布	
6 月 18 日(月)～ 7 月 13 日(金)	提案書受付	すべての提出書類が揃っていない場合は 受付は出来ません。(6 提出書類 参照) 市役所 8F 雪対策室事業課 事前に電話連絡のうえ来庁のこと
8 月上旬	計画説明会	新規及び事業計画変更提案者から説明 (説明時間等の詳細は別途連絡) (他の提案者は昨年の管理区土木部の要請 に応じ別途個別に説明すること)
8 月上旬	現地調査	新規及び事業計画変更提案者 からの現地説明有 (説明時間等の詳細は別途連絡)
9 月上旬	札幌市民活型雪堆積場 用地選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全提案者からの計画説明有 (説明時間等の詳細は別途連絡) ・新規及び事業計画変更提案者及び用地選 考委員会から計画説明会後に指定された 提案箇所の現地説明有 (説明時間等の詳細は別途連絡) ・各種許可書に基づく場内整備及び受入に 必要な施設整備(進入退出路、調整池等) が未施工の場合は、図面等を作成して現 地説明できるようにすること。
9 月下旬	採用決定通知書発送	不採用通知書同時発送
10 月中旬	特定共同企業体協定書提出	採用決定者で 特定共同企業体による提案者のみ
10 月中旬	見積通知発送	
10 月下旬	見積合せ	
10 月下旬	特定随意契約締結	
11 月 1 日	業務着手	
11 月下旬	雪堆積場受入準備完了	各種許可書に基づく場内整備および受入に 必要な施設整備(進入退出路、調整池等) を完了させること。
12 月以降	雪堆積場開設	気象状況により変更することがある 開設期間は雪堆積場によって異なる
平成 31 年 3 月 31 日(日)	雪堆積場管理工完了	
4 月 1 日以降	雪堆積場雪割工	自然融雪箇所含む
6 月～8 月	業務完了	雪の搬入量に応じて完了月は異なる

6 提出書類

No.	書類の名称	説明	備考
1	民活型雪堆積場 管理業務提案書	<p>※提案担当者名と連絡先を記入すること。 <u>※提案搬入量は、別紙4に従い算出すること。</u> <u>※最大搬入量は、土地形状や周辺環境を踏まえ、 受入可能と想定される最大量を設定すること。</u></p>	様式1
2	位置図	<p>縮尺は原則 <u>1/2,500</u> もしくは <u>1/5,000</u> のA4縦とし、雪堆積場用地、搬入ルートを図示し、道路幅員を記入のこと。 <u>※位置図は、北を上とし、方角を記載すること。</u></p>	<u>提案書を提出していた後、統一下図を提案者に送付します。</u>
3	計画説明書	立地条件、施設計画、安全対策、環境対策について説明。(別紙4:「提案書作成の留意事項」を参照)	
4	施設整備図(計画)	<p>縮尺は適宜とし、雪堆積位置・面積・標準横断面のほか、側溝や沈砂池等(断面図含む)の排水設備(排水先の明記)、現場詰所、計数作業専用詰所、電気・電柱等の計画を含む施設整備平面図とする。 また、設計搬入量の算出根拠を別紙に記載すること。(断面図含む)また既設建物、新設建物を明記すること。 <u>※場内整備図は、北を上とし、方角を記載すること。</u> <u>※施設整備図等は、A4版を原則とする。なお、これにより難しい場合はA3横としても良い。</u></p>	施設計画図 排水施設詳細図 <u>場内誘導員配置図(計画)等</u>
5	現況写真	<p>雪堆積場予定地の全景現況写真(<u>提案書提出日から起算して、直前3ヶ月以内</u>)、枚数適宜。 <u>加えて、過年度採用の雪堆積場は堆積状況がわかる全景写真、枚数適宜。</u></p>	
6	雪割作業を必要とする理由書	特別な理由により、雪割作業を必要とする場合はその理由を書面により提出すること。	<u>雪割作業を必要としない箇所は提出不要。</u>
7	地番図	<u>法務局で得られる【地図に準ずる図面】(地番図)のコピーを提出すること。</u>	
8	土地登記事項要約書	<p>土地の所在、地目、面積、所有権が確認できるもの。(発行後3ヶ月以内、新規提案者は全部事項証明書とする。) <u>また、地番、地目、地積、所有者、使用用途がわかるように一覧表にまとめること。</u></p>	原本添付(1部コピー可) 様式2
9	土地使用同意書	<p>自己所有地以外の場合、提案時には同意書又は仮契約書(写)を提出し、管理業務契約締結後、速やかに土地賃貸借契約書(写)を提出すること。 必ず、双方の捺印がされてなければならない。 ※同意者の連絡先を記入すること。</p>	

No.	書類の名称	説 明	備 考
10	提 案 見 積 書	提案見積書に記載された価格については、選考及び契約締結時に重要となるので、積算は慎重に行い詳細内訳書を添付すること。 (別紙4:「提案書作成の留意事項」を参照)	様式3-1 様式3-2
11	配置予定技術者経歴書	配置要件を満たした技術者であること。	様式4
12	競争入札参加資格審査申請書(写) 認定通知書(写)	現在、参加資格者登録申請(『道路維持除雪』)をしている者は競争入札参加資格審査申請書(写)を提出し、参加資格の決定通知を受けた場合は、速やかに競争入札参加資格認定通知書(写)を提出すること。 なお、未登録業者は平成30年8月15日までに参加資格者登録が受理されること。	
13	各種許可書(写)	関係法令に基づき申請した行為に伴う許可書等の写しを提出すること。また、本市から必要書類(申請用図面等)の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。	
14	関係施設管理者等との協議経過書 または協議成立書	関係施設等の管理者と協議し、同意を得たことを確認できる「協議経過書」を提出する、又は「協議成立書」等の交付を受けた場合は、その書面を提出すること。 また、本市から必要書類(申請用図面等)の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。尚、「採用決定通知書」を受理した後、11月中旬までに各種許可書に基づく場内整備等が完了するように各種許可申請手続きを行うこと。 (【例】進入退出路のために、河川敷地占用許可が必要となる場合、河川管理者と協議し、確実に許可となる同意を得たことを協議経過書として提出、又は協議成立書を交付された場合はそれを提出すること。)	様式5 <u>(この様式によらない場合は別途提出すること)</u>
15	隣接者との協議記録	雪堆積場の内容等について隣接者と協議した記録を「協議記録書」として提出すること。(日時、場所、説明者、説明を受けた者、協議内容を記載すること。) <u>これにより難しい場合は札幌市雪対策室と別途協議を行うこと。</u> <u>※隣接者とは、提案用地に接する土地の地権者、借地権者等をいう。</u>	様式6

※提出書類は下表のNo.1~No.15を製本したものを2部及び電子データ一式とする。

※製本して提出する資料は鮮明なものとし、電子データ一式はPDF形式でCDもしくはDVDで提出すること。

※No.1~No.6は、札幌市民活型雪堆積場用地選考委員会の資料として利用する。

平成30年度 民活型雪堆積場管理業務応募要件

(1) 応募要件

提案搬入量	民活型
	一般地
15万 m ³ 以上	特定共同企業体 特定共同企業体の代表者は経験が3年以上あること。代表者以外の構成員の経験は問わない。
15万 m ³ 未満	単体企業または特定共同企業体 経験は問わない。

※経験とは、本市、国又は他の地方公共団体の雪堆積場管理工を実務管理したことを意味する。また、本市発注の道路維持除雪業務のうち雪堆積場管理工を実務管理したことを含む。

※民活型において、1企業が提案できる応募件数に制限はないものとする。

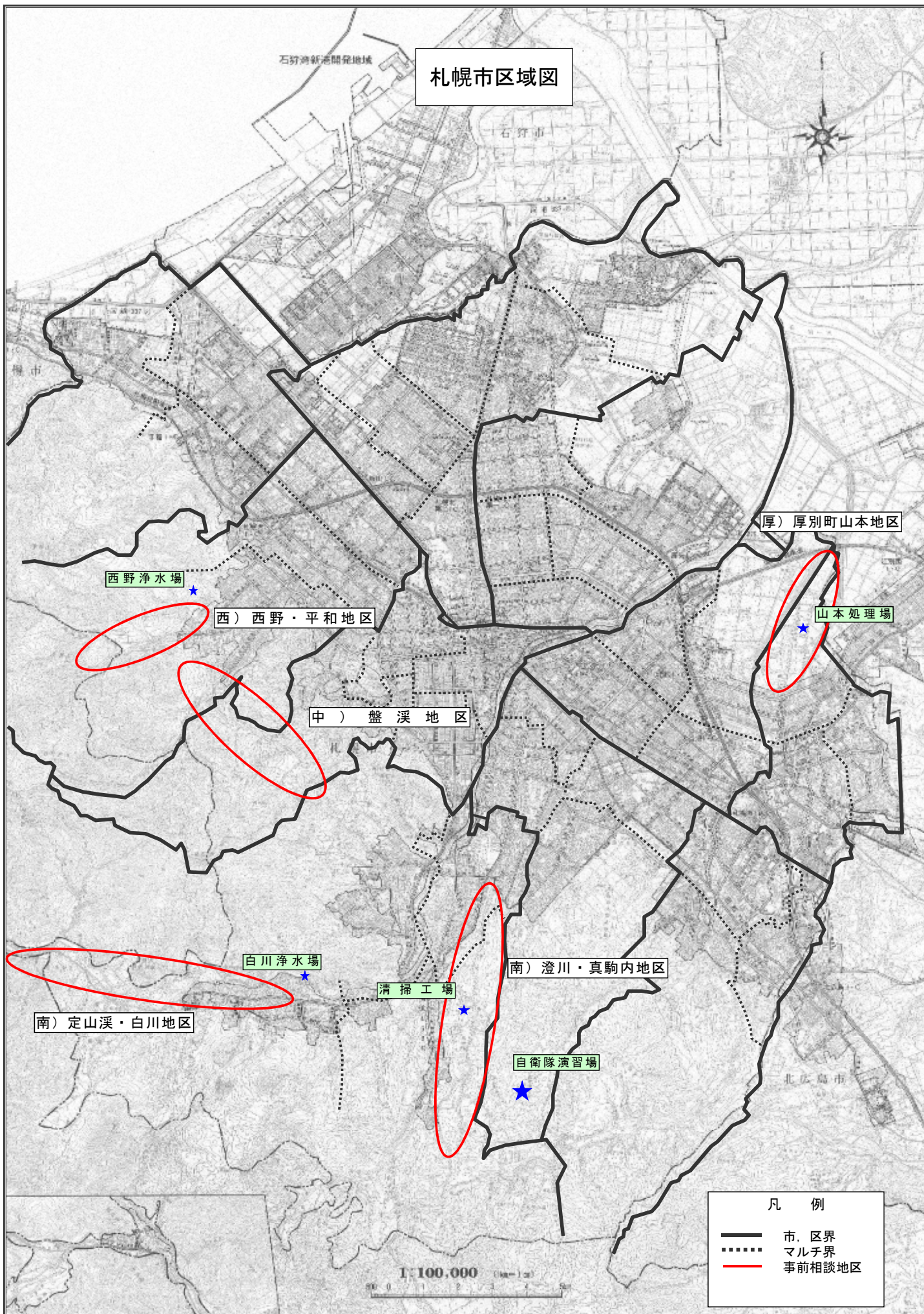
※業務履行にあたっては、仕様書を遵守することとし、規模、立地条件に応じ必要な作業機械及び人員（開設形態によっては、計数作業員を除く）を確保するものとする。

参 考 平成29年度実績(全74箇所)

設計搬入量	民活型	マルチ一体型	
	一般地	河川敷地	一般地
15万 m ³ 以上	14箇所	1箇所	13箇所
15万 m ³ 未満	16箇所	17箇所	13箇所

※マルチ一体型とは、道路維持除雪業務における雪堆積場をいう。

札幌市区域図



民活型雪堆積場管理業務の配置技術者等について

1. 配置技術者等の資格要件等について

	名 称	選 任	資格要件	兼 務	配置	拘束(配置)期間	備 考
民活型雪堆積場管理業務	現場統括主任	代表者	なし	当該業務内で作業間の兼務については、別表に示すとおり	常駐	業務期間	所属会社と直接雇用関係がある者
	雪堆積場管理技術主任	代表者 又は 各構成員	建設業法(法の各業種要件による)に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で本業務現場における業務の履行の技術上の管理をつかさどる者。			専属	雪堆積場管理 作業期間 (12/1～翌年3/31)
	雪堆積場雪割技術主任 ^{※1}				雪堆積場雪割 作業期間 (翌年4/1～ ^{※2})		

※1：自然融雪を行う雪堆積場においても雪堆積場雪割技術主任を要する。

※2：雪割の作業期間により設定（各雪堆積場により、6/30～8/31程度まで）

◆常駐：当該現場のみを担当し、常に現場に滞在 = 他工事との兼任は不可。

◆専属：当該業務専属に配置（業務内で作業間の兼務については、別表に示す） = 他工事との兼任は不可。

別表：配置技術者の兼務

兼務対象判断 対象技術者	現場統括主任	雪堆積場管理 技術主任	雪堆積場雪割 技術主任
現場統括主任		○	○
雪堆積場管理技術主任	○		○
雪堆積場雪割技術主任	○	○	

凡 例 ○：兼務可 ×：兼務不可

最少人員の例

現場統括主任	雪堆積場管理技術主任	雪堆積場雪割技術主任	合計
1名で兼務			1名

※各作業の責任者である作業主任は、別途配置する必要あり

2. 雪堆積場作業主任

各作業の責任者として、必要工種（場内管理主任、誘導作業主任、作業機械運転主任）に従事する企業から1名以上配置（但し、必ず各構成員から1名以上配置させること）

責任者	構成員	A社	B社	C社	D社
	雪堆積場作業主任	場内管理主任	○		
誘導作業主任			○		※
作業機械運転主任				○	※

※それぞれ作業主任をA社からC社で各1名を配置しているが、必ず各構成員から1名以上配置する必要があるため、D社からも作業主任を配置させる。

提案書作成の留意事項

計画説明書	<p>雪堆積場管理業務を安全に効率よく遂行するために必要な手順や工法、対策について、下記4項目に基づき詳細に、計画説明書として提出すること。</p> <p><u>また、過年度採用の雪堆積場は、変更点を明記すること。(変更点がない場合は必要なし)</u></p> <p>① 立地条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該雪堆積場の特徴等 ・地形、土地形状、土質、道路幅員、周辺環境等 <p>② 施設計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設計画図の解説 ・雪堆積場への搬入・退出、場内経路等 <p>③ 安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安施設・標識、誘導員等の配備 ・場内運搬路の安全管理方法(スリップ対策等) ・投雪作業車両の誘導方法 <p>④ 環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池等の融雪水の水質汚濁対策(融雪水の流出河川の確認) ・その他、周辺地域の環境保全対策等 															
提案搬入量	<p>提案搬入量の算出条件は下記に従い算出すること。</p> <p>① 新規提案の雪堆積場・・・提案搬入量計算値(参考値)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雪堆積高 <ul style="list-style-type: none"> a) 平地(雪堆積面積 1.0ha 未満) : 10m b) 平地(雪堆積面積 1.0ha 以上) : 15m c) 山地(雪堆積面積 1.0ha 以上) : 現地の状況に合わせ設定 ・安定法角度 : 45° として計算 ・提案搬入量 (m³) ÷ 体積 (雪堆積面積と上記条件により算出) × 1.2 (密度補正) <p>ただし、提案搬入量は下記により端数処理する。</p> <table border="1" data-bbox="300 1124 1385 1288"> <tr> <td>提案搬入量</td> <td>30 万 m³ 未満</td> <td>30 万 m³ 以上 60 万 m³ 未満</td> <td>60 万 m³ 以上 120 万 m³ 未満</td> <td>120 万 m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>1 万 m³ 単位</td> <td>5 万 m³ 単位</td> <td>10 万 m³ 単位</td> <td>最大 120 万 m³</td> </tr> <tr> <td>切捨て</td> <td>1 万 m³ 未満切捨</td> <td>5 万 m³ 未満切捨</td> <td>10 万 m³ 未満切捨</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 平成 29 年度採用の雪堆積場・・・平成 29 年度当初設計時の設計搬入量と①で算出した提案搬入量(参考値)とを比べて大きい方の値とする。</p>	提案搬入量	30 万 m ³ 未満	30 万 m ³ 以上 60 万 m ³ 未満	60 万 m ³ 以上 120 万 m ³ 未満	120 万 m ³ 以上	単位	1 万 m ³ 単位	5 万 m ³ 単位	10 万 m ³ 単位	最大 120 万 m ³	切捨て	1 万 m ³ 未満切捨	5 万 m ³ 未満切捨	10 万 m ³ 未満切捨	
提案搬入量	30 万 m ³ 未満	30 万 m ³ 以上 60 万 m ³ 未満	60 万 m ³ 以上 120 万 m ³ 未満	120 万 m ³ 以上												
単位	1 万 m ³ 単位	5 万 m ³ 単位	10 万 m ³ 単位	最大 120 万 m ³												
切捨て	1 万 m ³ 未満切捨	5 万 m ³ 未満切捨	10 万 m ³ 未満切捨													
提案見積書	<p>提案見積書の積算条件は下記に従い算出すること。(別紙：雪堆積場管理業務設計見積書(記入例)(様式 3-1、3-2) 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設形態は、一般雪堆積場として、日中開設(9 時～17 時)で積算する。 ・雪受入れ期間は、原則 12 月 20 日から翌年 3 月 20 日(1 月 1 日を除く)までの 90 日間で積算する。 ・積算内訳は、労務費(場内誘導員、場内軽作業員、散水補助作業員等)、雪処理費、場内整備費、仮設費(用地費等)、諸経費に区分し、その合計を雪堆積場管理費(1,000 円単位〔1,000 円未満は切捨て〕)とする。ただし、消費税等相当額は除く。 ・労務費は、必要な作業員を計上する。ただし、計数作業員は計上しない。 ・<u>場内軽作業員は、場内清掃(ごみ収集)、場内誘導補助等の作業を行う。</u> ・<u>交通管理費</u>(入口整理)は、車両出入口部分に交通誘導警備員が必要な場合計上する。 ・<u>交通管理費</u>(巡回)は、3 月 21 日から 3 月 31 日までの 11 日間で計上する。 ・雪処理費は、ブルドーザ・散水車以外に必要な機械がある場合に追加計上する。 ・用地費は、12 月から 3 月までの 4 ヶ月分を計上する。 ・雪処理単価は 10m³ 当りの単価とし、雪堆積場管理費を提案搬入量で除した値に 10 を乗じたものとする。(10 円単位 : 10 円未満四捨五入) ・雪堆積場管理業務標準歩掛が公表されているので参考にすること。 															